

# 4月から申請手続きや自己負担などが改正

乳幼児の保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、市では、医療費の一部を助成しています。その申請方法や自己負担の額が平成15年4月診療分から改正されます。

## 対象となる医療

対象の医療は次のとおりです。  
 ○3歳未満の乳幼児…通院、入院  
 ○3歳以上小学校就学前の幼児…入院  
 ただし、保険の適用を受けないものは除く。

## 手続きが簡素化

現在の方法は、医療費を支払った後に助成金を申請する方法です。平成15年4月診療分からは、「受給資格の登録申請」により市から交付された「受給券」と健康保険証を医療機関に提示すれば、窓口で支払う自己負担が一定額または無料になります。

## 受診前に必ず申請を

現在の方法に比べ、手続きは簡単になりますが、受診前に「受給資格の登録申請」をしないと助成を受けることができません。申請した時から助成の対象となります。制度の改正に伴い、小学校就学

前の乳幼児がいる世帯には、申請用紙を郵送します。子どもはいつ病気やけがをするか分かりませんが、4月1日までは「受給券」の交付を受けるようにしましょう。

## 受給資格の登録申請は

申請書、乳幼児が加入している健康保険証の写し、平成14年度世帯全員の住民税課税証明書（平成14年1月1日に成田市に住民登録がない人のみを健康管理課）〒286

### 乳幼児医療費助成制度の改正点

	平成15年3月診療分まで	4月診療分以降
助成方法	医療費を支払った後に医療費計算書などを添付して申請（償還払い）	事前の申請により市から交付された受給券と健康保険証を医療機関の窓口で提示（現物給付）
所得制限	所得税150万円以下（年収1,500万円程度）	制限なし
自己負担	所得税非課税世帯…自己負担なし 所得段階別（18段階）1日当たり定額	入院は1日、通院は1回につきそれぞれ200円（調剤は自己負担なし） ただし、住民税非課税または均等割のみ課税世帯は自己負担なし
対象となる医療	3歳未満…入院・通院 3歳～未就学児…入院	改正なし

0017 赤坂1-3-1へ郵送してください。

## 自己負担が軽減

医療機関で支払う自己負担は次のとおり、一定額または無料になります。  
 ○通院：1回につき200円

○入院：1日につき200円  
 ○調剤：自己負担なし  
 ただし、乳幼児の属する世帯全員の住民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担はありません。

## 平成15年3月診療分までは

平成15年3月診療分までは、医療費を支払った後、医療費計算書、領収書などを添付して健康管理課へ申請してください。申請期限は医療費を支払ってから2年です。

乳幼児医療費の助成についてくわしくは健康管理課（☎27-1111）へ。

## 国民健康保険税・介護保険料 申告用証明書を1月下旬に郵送します

平成14年中に支払った国民健康保険税、介護保険料（普通徴収分）の払込証明書は1月下旬に送付します。還付申告などで、それ以前に証明書が必要な人は、次の窓口で申請してください。  
 国民健康保険税払込証明書〓税務課（市役所2階）

介護保険料払込証明書〓保険年金課（市役所1階）

くわしくは税務課（☎20-1513）または保険年金課（☎20-1526）へ。

なお、国民年金保険料の払込確認書は、ことしから発送されません。領収書などを紛失した人には、社会保険事務所での納付期限証明を発行します。

くわしくは千葉社会保険事務局 佐原事務所（☎0478-551661）へ。

## 今月の納税

### 市・県民税（第4期分）

○納期…1月16日（木）～31日（金）  
 くわしくは税務課（☎20-1513）へ。

### 国民健康保険税（第7期分）

### 介護保険料（第7期分）

○納期…1月16日（木）～31日（金）  
 くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

# 相談日

## 市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談 月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 16日(木) 10時～3時

不動産相談 21日(火) 10時～正午

税務相談 21日(火) 10時～3時

外国人相談 23日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

28日(火) 9時～4時

市民よるず相談 18日(土) 1時～4時

(市民よるず相談のみ会場は中央公民館会議室)

## 商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話してください

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 2月13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(商工会館1階)

(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

## 消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

## 保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

## 市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 2月4日(火) 10時～3時

## 社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 16日(木) 9時～正午

## 高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 2月13日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎35-6071)

## 児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

## 厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 27日(月) 10時～3時

## 開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

## 教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

## 教育センター

(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

## 教育相談室(ニュータウンセンター

ビル6階・☎28-3234)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

## 所得税申告書の自書説明会

# 還付申告書を自分で作成

成田税務署では、所得税還付申告書の「自書説明会」を行います。

これは、次の申告書を自分で作



自分で還付申告書を作成する参加者

成するための説明会で、当日会場  
で提出することもできます。

なお、個別での申告相談は行い  
ません。

給与所得のみの人の住宅借入金  
等特別控除または医療費控除に  
よる還付申告書

公的年金所得のみ、または公的  
年金と給与所得のみの人の還付  
申告書

自書説明会の日程は下表のとおり  
です。中途入場はできませんの  
で、開始時刻までに必ず受け付け  
をしてください。また、受け付け  
の混雑状況によっては早めに締め  
切る場合があります。

日時		会場	対象者
2月6日 (木)	午前9時30分～ 正午	市役所6階 大会議室	給与所得者で住宅借入金等特別控除の申 告をする人(年末調整済み)
	午後1時～ 3時30分		年金のみまたは給与と年金が両方あり、 住宅借入金等特別控除以外の理由で還付 申告する人
2月12日 (水)	午前9時30分～ 正午	市体育館 会議室	給与所得者で医療費控除の申告をする人 (年末調整済み)
	午後1時～ 3時30分		年金のみまたは給与と年金が両方あり、 住宅借入金等特別控除以外の理由で還付 申告する人

## 会場に持参するもの

参加者全員が持参するもの

筆記用具 計算機 印鑑 還  
付金の振込先の分かるもの 社会  
保険料控除や生命保険料控除など  
がある人はその証明書

給与所得のみの人は

○医療費控除を受ける人：平成14  
年分源泉徴収票の原本(コピー  
は不可)、医療費の領収書、保  
険金などで補てんされる金額が  
分かる書類

○住宅借入金等特別控除を受ける  
人：平成14年分源泉徴収票の原  
本(コピーは不可)、住民票  
(本人のもの)、住宅取得資金に  
係る借入金の年末残高証明書、  
登記簿謄本、売買契約書または

請負契約書の写し(土地などの  
取得がある場合には、土地の登  
記簿謄本と売買契約書の写しも  
必要)など

公的年金所得のみの人は

平成14年分公的年金などの源泉  
徴収票の原本(コピーは不可)  
公的年金と給与所得の両方ある人  
平成14年分の公的年金と給与の  
源泉徴収票の原本(それぞれコピ  
ーは不可)

市・県民税の申告やそのほかの  
所得税の確定申告については  
「広報なりた」2月1日号をこ  
覧ください。くわしくは成田税  
務署(☎28-5151)または  
市税務課(☎20-1513)へ。